

令和5年6月 日

荒尾市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

荒尾市は、熊本県の西北端に位置し（東経130度26分、北緯32度59分12秒）、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名市、玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県、佐賀県に面している。市域は東西10km、南北7.5km、面積は57.37km²で、東部には本市最高峰の小岱山（筒ヶ岳501.4m）を擁し、西の有明海へとなだらかな丘陵が続いている。

有明海沿岸にあたる市の西部をJR鹿児島本線が南北に運行しており、人口の集積は、主に市の北西部や中央部及び市営住宅等がある箇所に見られる。令和5年4月末現在の人口は49,990人、高齢化率は36.46%となっており高齢化が進んでいる状況である。

本市の路線バス事業は、平成16年度に市営バスを民間移譲して以降、現在では2つの民間事業者により、市内線11系統、長洲・玉名方面への広域線1系統、大牟田方面への広域線5系統の計17系統が運行している。利用状況については、人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、利用者数が年々減少しており、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛に伴い利用者数が急減している状況である。

平成24年度には、荒尾市地域公共交通活性化協議会を設置し、本市における持続可能で最適な交通体系を構築するため「荒尾市地域公共交通総合連携計画」を策定した。その中で、予約型乗合タクシーの導入をはじめとする路線の再編を実施したことで市の財政負担額が一旦は改善されたものの、その後も公共交通利用者は減少を続けており、平成28年度の財政負担額は前年比で再び増加に転じたところである。

そのため、本市では平成30年3月に地域公共交通の現状や市民の移動実態を踏まえた「荒尾市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通の確保・維持に向けた課題解決のため、持続可能な公共交通網の構築や公共交通の利用促進に向けた取組み等を推進した。その一環として、令和2年10月におもやいタクシーを導入し、既存の公共交通機関との相互利用を推進するとともに、公共交通の潜在的な利用者の掘り起こしを行うことで、公共交通全体の活性化を図っているところである。

また、令和5年3月に策定した「荒尾市地域公共交通計画」では「荒尾市地域公共交通網形成計画」の方向性に加え、本市の多様な輸送資源を最適化し、効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現を目指すこととしている。

一方、広域的な状況としては、近隣の玉名市には本市の市民が通学する教育機関（大学1校、高校5校）もあり、本市と玉名市を結ぶ「桜山玉名線（地域間幹線）」が住民の移動手段として欠かせない重要な生活幹線となっている。そのため、桜山玉名線の荒尾市側の起点であるバスセンターにおいて市内の各バス路線への乗換えを可能としており、医療機関も集積する大型商業施設（ゆめタウンシティモール）にも全ての路線バス及び予約型乗合タクシーの乗り入れを行っている。おもやいタクシーは市全域で運行しており、桜山玉名線をはじめ全路線との接続が可能であるため、広域利用も含め、公共交通の相互利用を積極的に推進する。

これらの路線等を継続して確保・維持していくことは、住民の通学・通院、買い物をはじめとする移動手段の確保のため、必要不可欠である。

今後も、引き続きこの地域公共交通確保維持事業に係る計画を推進しながら、市民の移動実態も踏まえ、県境を跨いで一体的な生活圏を構成する大牟田市をはじめ、近隣自治体との連携も強化することで、生活交通としての利用者に加え、世界遺産関連施設や西日本有数の遊園地などの豊富な観光資源を訪れる観光客などの新たな需要を喚起し、地域公共交通体系の活性化を図ることとしている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・高齢社会への対応や財政負担の軽減、環境問題等に配慮しながら、利便性の向上を図る。
- ・地域公共交通利用者の増加を目指す。
- ・市民みんなで地域公共交通を「守り」「育む」意識の高揚を図る。

【数値目標】※R4 は実績値

	R4	R5	R6	R7	R8
直近 1 年で路線バス・おもやいたクシー・乗合タクシーを利用した市民の公共交通満足度	46%	60%	65%	70%	75%
路線バス年間利用者数 (産交バス(株)市内路線)	148,259 人	164,000 人	178,500 人	193,000 人	207,500 人
おもやいたクシー 平井・府本乗合タクシー 年間利用者数	17,801 人	20,000 人	21,500 人	23,000 人	24,500 人

(2) 事業の効果

高齢化率が高く、農村集落が点在する「平井地区」及び「府本地区」では、予約型乗合タクシーが運行することで、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線である桜山玉名線と、支線である八幡台線をはじめとした市内バス路線や予約型乗合タクシー及びおもやいたクシーが連携することで、玉名市・荒尾市両市の地域間の移動や市内の移動がスムーズとなり、効率的な運行体系及び乗継ぎが実現できる。さらには、市民の外出促進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利便性の高い公共交通ネットワークの構築に加え、充実したネットワークを活かす便利な運賃施策や利用促進施策の検討を行うため、R6～R9 年を計画期間とする荒尾市地域公共交通利便増進実施計画(仮称)を策定する。(荒尾市)
- ・個別の生活実態に合わせた公共交通の利用方法を提案するモビリティマネジメントの実施(荒尾市、産交バス)
- ・「あらお MaaS 推進事業」を実施することで、公共交通×他分野の連携を図り、公共交通の活性化を目指す。(荒尾市・荒尾市タクシー協会、産交バス、西鉄バス)
- ・乗合タクシーによる夏季限定増便の実施(荒尾市、(有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)
- ・未就学児等を対象としたバス乗り方教室を実施する。(荒尾市、産交バス)
- ・広報誌などを活用した公共交通の利便性に関する情報発信の実施(荒尾市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

「表 1」を添付

- ① 予定している時刻：別紙時刻表添付
運行予定期間：令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
- ② 運行事業者の決定の経緯：市直営バスが存続困難となったため(産交バス)
公募型プロポーザルにより決定(乗合タクシー)
地域公共交通の維持確保が可能となる業者選定を予定
(おもやいたクシー)
- ③ 地域内フィーダーシステムの補足：地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とゆめタウンシティモールのバス停等にて接続

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>荒尾市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・まちづくりアンケート（全市民を無作為に抽出した調査）等
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表5を添付</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別添資料7を添付
19. 利用者等の意見の反映状況
荒尾市地域公共交通活性化協議会（全委員 37 名：地域住民代表として 12 名、他に荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、荒尾商工会議所などの団体の代表者も参画）にて本計画に関する議論を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 荒尾市宮内出目 390 番地
（所 属） 荒尾市 総務部 総合政策課
（氏 名） 伊藤 信也
（電 話） 0968-63-1273
（e-mail） shinya.30252@city.arao.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
荒尾市	産交バス 株式会社	(1) 住吉線	バスセンター	住吉北	イオンタウン	往 9.1km 復 9.1km	240日	840回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③	
		(2) 倉掛線	バスセンター	助丸・倉掛	荒尾駅前	往 8.1km 復 8.1km	366日	1875回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③	
		(3) 八幡台線	八幡校前	バスセンター	荒尾四ツ山	往 12.5km 復 12.5km	366日	4054.5回			路線定期	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③	
	共同運行 (有)荒尾タクシー、 平和タクシー(有)、 (有)有明タクシー	(4) 荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)			平井地区		往 km 復 km	366日	1887回			区域	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③
		(5) 荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)			府本地区		往 km 復 km	366日	1052回			区域	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とゆめタウンシティモールのバス停にて接続。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	荒尾市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,977
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
荒尾市地域公共交通計画	令和5年3月31日	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)